

全員協議会会議録

1 開 会	2
2 あいさつ	2
3 議 題	2
(1) 提出議案について	2
① 議案第1号 令和7年度矢板市一般会計補正予算（第5号）	2
(2) 協議事項について	3
① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて	3
③ 報告事項について	4
① 矢板市庁舎整備基本構想の策定に係るパブリックコメントの結果について	4
4 その他	6
5 閉会	7

日 時 令和7年11月28日(金) 午前10時00分～午前10時12分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

【 議員 14 人 】

- ① 渡邊 英子
- ② 榊 真衣子
- ④ 斎藤 典子
- ⑤ 神谷 靖
- ⑥ 石塚 政行
- ⑦ 掛下 法示
- ⑧ 宮本 莊山
- ⑨ 櫻井 恵二
- ⑩ 高瀬 由子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小林 勇治
- ⑬ 伊藤 幹夫
- ⑭ 佐貫 薫
- ⑯ 石井 侑男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長
- ② 副市長
- ③ 教育長
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長
- ⑤ 総務部長
- ⑥ 総務人事課長
- ⑦ 財政課長
- ⑧ 健康福祉部長
- ⑨ 市民生活部長兼危機管理監兼生活環境課長
- ⑩ 経済部長兼商工觀光課長
- ⑪ 建設部長
- ⑫ 教育部長兼教育総務課長
- ⑬ 上下水道事務所長兼水道課長

森 島 武 芳
印 南 洋 之
伊 藤 由 悟
村 上 治 良
高 橋 弘 一
佐 藤 賢 一
矢 板 洋 子
高 橋 理 子
柳 田 豊
山 口 武
和 田 男
佐 藤 司
柳 田 子

【 総務人事課 】

- ① 課長補佐

吉 田 佐江子

【 議会事務局 】

- ① 事務局長
- ② 局長補佐
- ③ 主査

星 哲也
清 水 ゆう子
手 塚 紀寿

1 開 会

○議長（宮本莊山） ただいまから、全員協議会を開会いたします。 （10:00）

初めに市長から御挨拶があります。

2 あいさつ

○市長（森島武芳） 全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回第 406 回定例会議に市当局から提出をいたします案件は、補正予算 4 件、条例の一部改正 9 件及びその他 4 件の計 17 件でございます。補正予算のうち、議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、皆様の御理解をいただき、即決をもって議決くださいますようお願いを申し上げます。また、提出議案及び報告事項につきましては、財政課長から説明いたしますのでよろしく御協議くださいますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

（1） 提出議案について

① 議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）

○議長 3、議題に進みます。（1）提出議案について、①について説明を求めます。

○財政課長（矢板 洋） 議案第 1 号について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、令和 2 年 6 月に行いました都市計画税条例改正の一部誤りによる都市計画税の還付に係る補正でございます。それでは補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 1 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号）、以下の朗読は省略させていただきまして、2・3 ページをお願い

いたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。上の段の歳入につきましては、1款市税及び19款繰入金で補正を行っておりまして、歳入補正額の合計は2,060万円、歳入総額は168億1,605万7,000円となります。下の段の歳出につきましては、2款総務費で補正を行っておりまして、歳出補正額の合計は2,060万円、歳出総額は168億1,605万7,000円となります。

続きまして、予算に関する説明書で御説明いたします。予算に関する説明書の4・5ページをお願いいたします。2の歳入でございます。1款市税の6項1目都市計画税は、一部区域について令和7年度課税を取り消すため、収入見込額を減額するものでございます。続きまして、19款繰入金の1項1目財政調整基金繰入金は、納入された都市計画税の還付に係る費用として必要とする額に対応するために基金を取り崩すものでございます。続きまして、下段の歳出でございます。2款総務費の2項2目賦課徴収費の収納事務は、一部区域の令和3年度から令和6年度までの既に納入された都市計画税の還付にかかる費用2,040万円及び還付加算金20万円でございます。対象者は約240人でございます。

説明は以上となります。

○議長 報告は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（佐貫 薫） 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

協議結果を御報告申し上げます。

第 406 回定例会議の議会運営につきましては、去る 11 月 21 日午前 10 時から第 2 委員会室において議会運営委員会を開催し協議をいたしました。提出議案の件数及び一般質問通告者数、それらの取扱い等について慎重に協議をした結果、会議期間は本日から 12 月 11 日までの 14 日間と決定いたしました。

次に、議事日程につきましてはお手元の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、議案第 2 号から議案第 17 号までについては、所管常任委員会に付託する予定であります。

次に、議案第 1 号については提案理由説明後、委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。

以上、何とぞ議員各位の御協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。議会運営委員長説明のとおり、御協力をお願ひいたします。

(3) 報告事項について

① 矢板市庁舎整備基本構想の策定に係るパブリックコメントの結果について

○議長 次に、(3)報告事項について、①について説明を求めます。

○財政課長 矢板市庁舎整備基本構想の策定に係るパブリックコメントの結果について御報告いたします。

令和 7 年 8 月 21 日から 9 月 25 日までの期間で実施しましたパブリックコメントの結果でございますが、11 人の方から 41 件の御意見をいただきました。意見に対する市の考え方につきましては、別記様式第 3 号のとおりでございま

す。意見の内容につきましては、新庁舎の具体的な規模・機能等に関するものや事業手法等に関するもの、施設の複合化に関するもの、新庁舎の建設場所に関するもの、財政的な意見・提案に関するものでございました。このうち、新庁舎の具体的な規模・機能等に関するもの、事業手法等に関するもの、施設の複合化に関するものにつきましては、新庁舎整備に係る具体的な内容の提案や要望でありますので、今後の具体的な規模や機能等を決定していく基本計画策定以降の工程で検討していくこととしております。また、新庁舎の建設場所に関するものにつきましては、基本構想における建設場所の候補地選定の考え方について説明しまして、現矢板市役所と矢板市子ども未来館他の二つの候補地の具体的な整備内容を基本計画策定において比較検討し、最終的な建設場所を選定していくこととしております。さらに、財政的な意見・提案に関するものにつきましては、基本構想における事業計画に関する考え方について説明しまして、健全な財政運営を維持するため、財源の確保や経費節減に十分配慮しながら新庁舎整備を進めることとしております。あわせまして、新庁舎整備を着工するためには財源の確保を必要としますが、財源の確保には一定の期間を要することから、現庁舎における身体や生命の安全性確保の観点において、新庁舎が整備されるまでの期間における必要となる暫定的な措置についても検討していくこととしております。

今回いただいたこれらの御意見に基づく基本構想の変更や修正はございませんが、いただいた御意見につきましては、基本構想で示した基本方針に基づいて具体的な整備内容等を決定していく基本計画策定以降の工程において参考にさせていただき、検討していきたいと考えております。なお、このパブリックコメントの結果につきましては、本日の全員協議会後に市ホームページで公開いたします。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

4 その他

○議長 4、その他に入ります。議員各位及び市当局から何かありませんか。

○議会事務局長（星 哲也） 関東市議会議長会「都県提出議案」について、説明いたします。

資料を御覧ください。1枚目の概要を御覧ください。全国市議会議長会は、地方自治法第 263 条の 3 に定められた総務大臣への届出団体で、内閣に対する意見の申出や国会への意見書の提出を行うことができる全国組織でございます。矢板市議会は、その全国市議会議長会の関東支部の中の栃木県支部に属しています。この度、関東支部から「都県提出議案」の提出について栃木県支部を通じて依頼がありましたので、議員各位にお知らせするものでございます。「都県提出議案」とは、最終的に全国市議会議長会において内閣・国会へ提出する意見書を構成するものの一つでございまして、具体的には資料 1 枚目のURLをタップしていただきますと、本年 5 月の総会と 11 月の理事会で審議されました部会提出議案の一覧が表示され、さらにそれぞれをタップしていただくと内容を御覧いただけます。様々な要望書となっております。後ほどで結構でございますので、御確認ください。そこで、この「都県提出議案」の矢板市議会としての案がありましたら、資料 4 枚目の様式により、12 月 5 日金曜日までに提出くださいますようお願ひいたします。なお、今回、期間の短い御案内であります。この「都県提出議案」については、次年度も提出する

機会はありますので、今回の期限までに用意できない場合は、次年度に向けて
御用意いただければと思います。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。ほかに議員各位、御質疑ありますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(10：12)

令和　　年　　月　　日

議長